

## 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例の改正について

### ○ 個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨

- ・ 団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる。
  - ・ 求められる個人情報の保護水準を満たさない団体がある。
  - ・ 国際的な要請として、独立した機関による監督や、信頼ある自由なデータ流通が求められている。
- 上記課題に対応するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人及び地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールとして一本の法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保するもの

### ○ 主な見直しの内容

No.	項目	現在	改正後
1	実施機関 (対象となる機関)	市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会	議会は法の適用対象外 ※ 病院（診療所含む。）は <u>一部民間規律を適用する</u> 。
2	審議会の役割	業務ごとに個人情報の収集や目的外利用等について、審議会の諮問・答申を経てから業務を開始する。	個人情報の収集や目的外利用等は全国的な共通ルールで実施することから、審議会に諮問・答申することは許容されない。 → <u>審議会の所掌事項の変更</u>
3	個人情報ファイル簿の作成・公表	個人情報目録（業務登録、目的外利用、外部提供、業務委託、指定管理者、コンピュータ結合）を作成し、公表	全国統一の個人情報ファイル簿を作成し、公表する <u>義務</u>
4	開示請求等の処理期間	請求を受けた日から14日以内	法の規定では請求を受けた日から30日以内。条例の規定で期限を30日より短くすることができる。
5	開示請求等の手数料	手数料は徴収せず、写しの交付に係る費用（コピー代及び郵送料）を徴収	写しの交付に係る費用のほか、条例の規定で手数料を徴収することができる。

#### ※ 個人情報ファイル簿

- ・ 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの
- ・ 記録されている個人情報は1,000人以上と想定される。

※ 4及び5については、上越市情報公開条例（情報公開請求）も同じ対応をしている。

### ○ 条例の改正時期

- ・ 改正後の個人情報の保護に関する法律中の地方公共団体に関する規定は、改正法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内となっているため、令和5年の春に施行される見込み
- 他市の動向を踏まえるとともに、周知期間も考慮し、令和4年12月議会を想定

## 個人情報ファイル簿の様式と記載例

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種者データ	
行政機関の名称	市長	実施機関の名称（上越市教育委員会、上越市選挙管理委員会等）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子育て部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	ワクチン接種案内、予約の管理、接種状況の把握及び接種証明書の発行のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 個人番号、6 電話番号、7 世帯員コード、8 国籍、9 続柄、10 人的関係、11 出生、12 在留資格、13 勤務先、14 健康状態、15 傷病情報、16 診療情報、17 心身障害情報、18 出産予定日、19 接種券番号	
記録範囲	接種者本人	
記録情報の収集方法	本人による予約システムへの入力及び接種時に提出する問診票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	新潟県、一般社団法人上越医師会	これまでの外部提供先を想定
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上越市健康子育て部健康づくり推進課 (所在地) 〒943-0861 新潟県上越市木田 1-1-3	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） <input checked="" type="checkbox"/> 令第 20 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル） <input type="checkbox"/> 電子処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル（紙媒体）の有無
	<p style="text-align: center;">行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当面の間任意となる。 本市は、適用対象となるまで、対応する予定としていないことから該当する部分の個人情報ファイル簿への記載は当面の間不要となる。</p>	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

<国の手数料の徴収方法>

- ・ 開示請求手数料 …… 300円（オンライン申請は200円）  
※開示請求書に収入印紙を貼付
- ・ 開示実施手数料 …… 実施方法に応じて定められた算出方法に従って計算

※ 開示実施手数料は、選択された開示の実施方法に応じて定められた算出方法に従って計算されます。開示実施手数料が、開示請求の際に納付された開示請求手数料の額までは無料、超過した分を追加で徴収